

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場への出入等に対する禁止
概要	市場への出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬については、市長の指示に従わなければいけません。指示に従わない者に対し、市場への出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第74条第2項（昭和46年条例第40号） (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎市場への出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬について、本市の指示に従わない場合は、その者に対し、市場の出入、市場施設の使用、商品の搬入、搬出及び場内での運搬を禁止することがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	—